

漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について(事務ガイドライン) 新旧対照表

改正後	現 行
漁業信用基金協会(以下「基金協会」という。)の監督に当たっての地方支分部局(地方財務(支)局(財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所)及び都道府県の事務処理手続については以下のとおりとする。 なお、本省庁(金融庁銀行・証券監督局担当課及び水産庁担当課)においても同様の取扱いを行うものとする。 3 業務報告書等について 法第 65 条の規定に基づく報告として、業務報告書、業務及び財産の状況に関する参考資料の提出があった場合には、必要事項が記載されていることを確認の上、受理するものとし、受理した後は「5－1 書類の進達等について」に従い金融庁銀行・証券監督局長及び水産庁長官に対して送付するものとする。 4 検査部局との連携 検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。 (1) 検査着手に当たって、監督部局は、検査担当者に対し、基金協会の現状等(注1)についての説明を行う(注2)ものとする。 (注1) [略] (注2) 検査担当者へ説明する監督部局 基金協会に対する検査における検査担当者に対する説明部局は、以下のとおりとする。 イ～ハ [略]	漁業信用基金協会(以下「基金協会」という。)の監督に当たっての地方支分部局(地方財務(支)局(財務事務所の所在する都道府県においては、当該財務事務所)及び都道府県の事務処理手続については以下のとおりとする。 なお、本省庁(金融庁監督局担当課及び水産庁担当課)においても同様の取扱いを行うものとする。 3 業務報告書等について 法第 65 条の規定に基づく報告として、業務報告書、業務及び財産の状況に関する参考資料の提出があった場合には、必要事項が記載されていることを確認の上、受理するものとし、受理した後は「5－1 書類の進達等について」に従い金融庁監督局長及び水産庁長官に対して送付するものとする。 4 検査部局との連携 検査部局との連携を以下のとおり行うものとする。 (1) 検査着手に当たって、監督部局は、検査担当者に対し、基金協会の現状等(注1)についての説明を行う(注2)ものとする。 (注1) [略] (注2) 検査担当者へ説明する監督部局 基金協会に対する検査における検査担当者に対する説明部局は、以下のとおりとする。 イ～ハ [略]

改正後	現 行
ニ <u>金融庁検査部局</u>の検査担当者に対する説明部局は、<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u> (2) 検査結果の通知等について ① 監督部局は、原則として検査書（金融庁においては「検査結果通知書」。以下同じ。）の交付日と同日付けで、基金協会に対し、当該検査書における指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善策その他報告すべき事項をとりまとめた報告書（以下「報告書」という。）を１ヶ月程度以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第 65 条の規定に基づき求めるものとする。 なお、検査が行われた場合、水産庁にあっては、水産経営課が法第 65 条に基づき報告徴収を行うものとし、金融庁にあっては、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課が法第 65 条に基づき報告徴収を行い、その報告書を受理した際には、速やかに<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>に進達するものとする。 ②～④ [略] ⑤ 水産庁水産経営課と、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課は<u>金融庁銀行・証券監督局銀行第二課協同組織金融室</u>と、それぞれ十分な連携を図り、上記の事務を行うものとする。また、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課における<u>金融庁検査部局</u>との連携については、財務局理財部検査総括課及び沖縄総合事務局財務部検査課を、それぞれ通じて行うものとする。	ニ <u>金融庁総合政策局リスク分析総括課</u>の検査担当者に対する説明部局は、<u>金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室</u> (2) 検査結果の通知等について ① 監督部局は、原則として検査書（金融庁においては「検査結果通知書」。以下同じ。）の交付日と同日付けで、基金協会に対し、当該検査書における指摘事項についての事実確認、発生原因分析、改善策その他報告すべき事項をとりまとめた報告書（以下「報告書」という。）を１ヶ月程度以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第 65 条の規定に基づき求めるものとする。 なお、検査が行われた場合、水産庁にあっては、水産経営課が法第 65 条に基づき報告徴収を行うものとし、金融庁にあっては、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課が法第 65 条に基づき報告徴収を行い、その報告書を受理した際には、速やかに<u>金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室</u>に進達するものとする。 ②～④ [略] ⑤ 水産庁水産経営課と、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課は<u>金融庁監督局銀行第二課協同組織金融室</u>と、それぞれ十分な連携を図り、上記の事務を行うものとする。また、財務局理財部金融監督第二課又は沖縄総合事務局財務部金融監督課における<u>金融庁総合政策局リスク分析総括課</u>との連携については、財務局理財部検査総括課及び沖縄総合事務局財務部検査課を、それぞれ通じて行うものとする。

改 正 後	現 行
5 その他 5－1 書類の進達等について 主務大臣に提出する書類について都道府県に提出された場合は、その内容を審査の上、<u>金融庁銀行・証券監督局長及び水産庁長官</u>へ進達するものとする。 ただし、当面は一括して水産庁に送付することとする。 5－2 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 5－2－2 照会に対する回答方法 (1) [略] (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、FAX等により適宜、<u>金融庁銀行・証券監督局担当課</u>又は水産庁担当課へ連絡するものとする。 (3) [略] 5－3 基金協会に対する苦情等について 5－3－2 報告 基金協会の制度を確立する上で参考になると考えられるものについて	5 その他 5－1 書類の進達等について 主務大臣に提出する書類について都道府県に提出された場合は、その内容を審査の上、<u>金融庁監督局長及び水産庁長官</u>へ進達するものとする。 ただし、当面は一括して水産庁に送付することとする。 5－2 法令解釈等の照会を受けた場合の対応 5－2－2 照会に対する回答方法 (1) [略] (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、FAX等により適宜、<u>金融庁監督局担当課</u>又は水産庁担当課へ連絡するものとする。 (3) [略] 5－3 基金協会に対する苦情等について 5－3－2 報告 基金協会の制度を確立する上で参考になると考えられるものについて

改 正 後	現 行
は、その内容を記録するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに <u>金融庁銀行・証券監督局担当課</u> 及び水産庁担当課へ連絡するものとする。	は、その内容を記録するものとし、特に有力な情報と認められるものについては、速やかに <u>金融庁監督局担当課</u> 及び水産庁担当課へ連絡するものとする。

附 則

この事務ガイドラインの変更は、令和８年８月１７日から適用する。